令和6年度第4回新潟地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	出席状況
令和6年8月21日(水)10時10分~12時40分	公益 5 / 5 労働者側 5 / 5 使用者側 5 / 5

主な審議事項

1 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問・調査審議・ 答申)

令和6年8月5日付けで同審議会の意見に関する公示を行い、申出締切日(8月20日) までに29団体(すべて労働組合団体)から異議申出が行われたことから、本日付け で労働局長から同審議会長に対して異議申出に係る諮問を行った。

併せて、異議申出を行った団体のうち、4団体が本審議会において異議申出に係る陳述を行った。(陳述内容の詳細は、後日掲載する議事録を参照。)

異議内容も踏まえ、慎重に審議を行った結果、「令和6年8月5日付け答申どおり決 定することが適当である」との結論に至った。

よって、同内容により、本日付けで同審議会長から労働局長に対して答申を行った。

2 新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議(調査審議・答申) 令和6年8月5日付けで新潟県特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性の有無に 係る諮問が労働局長から同審議会に対して行われていたところ、本日、3業種それ ぞれに関する改正決定の必要性の有無に係る審議を行った結果、3業種のうち、「自 動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」は改正決定の必要性があると の結論に至り、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金」「各種商品小売業最低賃金」については改正決定の必要性はない との結論に至った。

よって、同内容により、本日付けで同審議会長から労働局長に対して答申を行った。

- 3 新潟県特定最低賃金の改正決定について(諮問) 前記2の答申結果を受け、自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金 の改正決定について、本日付けで労働局長から同審議会長に対して諮問を行った。
- 4 答申等の有無

有

異議申出に係る答申が行われた。(答申内容は、前記1を参照。) 新潟県特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性の有無に係る答申が行 われた。(答申内容は、前記2を参照。)

5 今後の日程

第5回新潟地方最低賃金審議会(本審)については、令和7年3月に開催予定。 新潟県特定最低賃金(自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業)専門部 会については、今後新たな委員が任命された後に開催予定。

公開状況:傍聴人8名 異議申出陳述人4団体4名、報道関係者1社1名